

無料低額宿泊所の開設及び届出等に関するガイドライン

神奈川県

1 目的

無料低額宿泊所（社会福祉法（昭和26年法律第45号。以下「法」という。）第2条第3項第8号に規定する生計困難者のために、無料又は低額な料金で宿泊所を利用させる事業を行う施設）の開設に係る事前調整及び届出等に関わるガイドラインを示すことにより、地域福祉の推進と適切な事業運営に資することを目的とする。

なお、無料低額宿泊所を運営するに当たっては、法、無料低額宿泊所の設備及び運営に関する基準を定める条例（令和元年神奈川県条例第44号）その他の関係法令等を遵守するものとする。

2 定義

- (1) 「無料低額宿泊所」とは、神奈川県所管区域（横浜市、川崎市、相模原市及び横須賀市を除く神奈川県の区域をいう。以下同じ。）に立地する、法第2条第3項第8号に規定する事業を行う施設をいう。ただし、国、地方公共団体及び社会福祉法人の運営する施設を除く。
- (2) 「事業者」とは、無料低額宿泊所を開設、運営する者をいう。
- (3) 「近隣住民等」とは、施設の周辺に居住する者及び施設周辺の事業所等に勤務する者並びに関係町内会、自治会等をいう。

3 利用対象者

利用対象者は、神奈川県所管区域内で起居する次の者とする。

- (1) 住宅に困っている低所得者及び生計困難者等
- (2) ホームレスの状態にある者
- (3) 緊急保護を求める者
- (4) その他

4 事前調整関係

無料低額宿泊所を開設しようとするときは、建築確認申請・用途変更等の法的手続き又は賃貸借契約・売買契約等の締結前に、次の事前調整を行うこと。

(1) 事前相談

- ア 施設の所在地・定員・事業開始予定日・規模等について、県に対し事前相談を行うこと。
- イ 施設の予定地の選定にあたっては、当該施設の周辺地域の特性及び環境等を充分把握のうえ、生活環境との調和を考慮して選定すること。

(2) 福祉事務所との協議及び市町村への事前説明

- ア 県への事前相談後、速やかに、施設の所在地の福祉事務所に対し施設の開設趣旨、設備、運営等について事前に説明を行うとともに、利用の方法等について協議すること。
- イ 施設の所在地が町村の場合にあつては、町村役場に対し施設の開設趣旨、設備、運営等について事前に説明を行うこと。

(3) 近隣住民等への事前説明及び協議

- ア 市町村への事前説明の実施後、速やかに、施設の開設趣旨、設備、運営等について、近隣住民等に対して事前に説明を行うこと。
- イ 事前説明の実施後、事業者及び近隣住民等は、次の事項について協議を行うこと。

[説明・協議事項]

- (ア) 事業の計画
 - (イ) 施設の設備
 - (ウ) 事業の運営
 - (エ) 苦情処理の体制
 - (オ) 地域の生活環境との調和
 - (カ) その他協議の必要な事項
- ウ 事前説明及び協議の実施にあたっては、法第4条の規定を尊重し、事業者及び近隣住民等は、相互に協力して地域福祉の推進に努めること。
 - エ 近隣住民等と協議により合意又は確認した事項を遵守すること。また、合意又は確認した事項について、近隣住民等が協定書の作成等の書面化を求めた場合には、協定等を締結すること。
 - オ 事前説明及び協議を実施したときは、5日以内にその内容について県及び市町村に報告すること。また、近隣住民等と合意又は確認した事項、協定等の内容についても県及び市町村に報告すること。
 - カ アからオの過程を記録した設立説明経過報告書を作成すること。

(4) 計画の決定

- ア 前項の協議に基づき、施設の所在地・定員・事業開始予定日・規模等の計画を決定すること。
- イ 計画を決定したときは、5日以内にその内容について県及び市町村に報告すること。
- ウ 4(1)から(3)の過程において、関係機関等から疑義や意見があつた場合は、積極的に疑義の解消や意見を取り入れるよう努めること。

5 届出関係

(1) 開始時

事業者は、法第68条の2第2項の規定により、事業開始前に同条第1項に掲げる次の

事項を第二種社会福祉事業【無料低額宿泊所】開始届（別紙様式1）により届け出なければならない。

ア 開始届に記載する事項

- (ア) 施設の名称及び種類
- (イ) 設置者の氏名又は名称、住所、経歴及び資産状況
- (ウ) 定款その他の基本約款
- (エ) 建物その他の設備の規模及び構造
- (オ) 事業開始の年月日
- (カ) 施設の管理者及び実務を担当する幹部職員の氏名及び経歴
- (キ) 福祉サービスを必要とする者に対する処遇の方法

イ その他の届出に当たり必要に応じて添付が必要となる提出書類

- (ア) 施設配置図（建物の配置や敷地との位置関係が分かる図面）
- (イ) 施設案内図（最寄駅から事業所までの地図）
- (ウ) 設備・備品等一覧、写真
- (エ) 建築基準法関係規定の対応状況が確認できるもの
（建築確認済証、検査済証、建築基準担当部署の直近の指導状況など）
- (オ) 消防法関係規定の対応状況が確認できるもの
（直近の消防用設備等点検結果報告書、消防法関係の各種届出書、消防担当部署の直近の指導状況など）
- (カ) 消防法に基づく防火対象物使用開始届書
- (キ) 資格証、研修修了証、実務経験証明書
- (ク) 損害賠償責任保険証書
- (ケ) 改善計画書
- (コ) 近隣住民等への設立説明経過報告書
- (サ) 近隣住民等との協定書の写し等

(2) 変更時

ア 事業者は、法第68条の3第2項の規定により、届け出た事項（5（1）ア（エ）、（オ）及び（キ）に限る。）を変更しようとするときは、あらかじめ、その旨を第二種社会福祉事業【無料低額宿泊所】変更届（別紙様式2）により届け出なければならない。

イ 事業者は、法第68条の3第3項の規定により、届け出た事項（5（1）ア（エ）、（オ）及び（キ）を除く。）に変更が生じたときは、変更の日から一月以内に、その旨を第二種社会福祉事業【無料低額宿泊所】変更届（別紙様式2）により届け出なければならない。

(3) 休止・再開時

事業者は、法第68条の3の規定に準じ、事業を休止又は再開したときは、休止又は再開する前に、その旨を第二種社会福祉事業【無料低額宿泊所】休止（再開）届（別紙様式3）により届け出なければならない。

(4) 廃止時

事業者は、法第68条の4の規定により、事業を廃止したときは、廃止の日から一月以内に、その旨を第二種社会福祉事業【無料低額宿泊所】廃止届（別紙様式4）により届け出なければならない。

附則

このガイドラインは、令和2年4月1日から施行する。